

身体的拘束及び行動制限に関する取り組み

1. 身体的拘束の最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束とは、患者さまの身体又は衣服に触れる何らかの用具(抑制帯等)を使用して、一時的に患者さまの身体の拘束や、その運動を抑制する行動の制限を指します。

身体的拘束は患者さまの権利である自由を制限するのみならず、身体的・精神的に弊害を伴います。当院では原則、不必要な身体的拘束をしない診療・看護の提供に努めており、こうした組織風土の醸成に努めております。

2. 基本方針 不適切な身体的拘束の禁止

患者さまの尊厳の保持及び療養環境の質の確保の観点から、当院において患者さま又は他の患者さまなどの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、不適切な身体的拘束を行うことを禁止しております。

3. 身体拘束の実際

(1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う要件

- 1) 患者さまの生命または身体を保護するための措置として、次の3要件(切迫性、非代替性、一時性)をすべて満たした場合に限り、必要最低限の身体的拘束を実施する場合があります。

切迫性：身体的拘束がなければ、患者さまや他の患者さまの生命の危険や重大な身体損傷を生じる可能性が著しく高い。

非代替性：身体的拘束以外に切迫性を除く良い代替方法がない。

一時性：身体的拘束が一時的であり、必要最低限の期間を超えて行われないこと。

2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の説明と同意

上記3要件に該当する場合は、医師、看護師を含む多職種にて身体的拘束の必要性や方法を検討します。

医師は患者さまやご家族等への必要性和方法を説明し、同意を得られた場合に、治療方法の一環として指示をします。

また、薬剤による行動の制限は身体拘束には該当しませんが、薬剤使用の際は、身体的拘束の実施と同様、患者さま・ご家族等に説明します。

3) 身体的拘束を行う場合は、当院の「身体的拘束最小化に関するマニュアル」に準じて、安全に実施します。

4) 身体的拘束の解除に向けた取り組み

身体的拘束中は毎日、身体的拘束の早期解除に向けたカンファレンスを複数名で実施します。

医師と看護師を含む多職種によるカンファレンスでは、継続の必要性の評価と解除に向けた検討をします。

4. 身体的拘束最小化のための取り組み

当院では、医師、看護師、薬剤師を含む多職種から構成される、身体的拘束最小化対策に係る「身体的拘束最小化チーム」を設置し、週1回、各病棟の巡視を通して身体的拘束最小化に向けた医療・ケアを検討します。また、定期的(3ヶ月に1回)に会議を開催し、院内の身体的拘束の実施状況の把握、身体的拘束最小化のための職員研修の開催(年2回)、身体的拘束最小化マニュアルの見直しや職員への周知をしております。

5. 身体拘束の実施状況

当院では、2024年度より身体的拘束率の集計を行なっております。2024年度：10.86%、2025年度：4.43%、2026年度：2.1%と年々減少傾向にあります。今年度も、不適切な身体的拘束を禁止し、身体的拘束最小化に向けて取り組みを行なっていきます。



IMS(イムス)グループ 医療法人社団 明生会

イムス札幌消化器中央総合病院 身体的拘束最小化チーム